


7-2. RFMOにおける主な規制措置



WCPFC (中西部太平洋まぐろ類委員会)
〈年次会合: 毎年12月開催〉

① 熱帯マグロ(メバチ・キハダ・カツオ)
(a) 熱帯水域のまき網漁業
・集魚装置(FAD)操業の禁止(3ヶ月)
・公海は追加で2ヶ月FAD操業禁止
・島嶼国以外のメンバーは自国籍大型まき網漁船隻数凍結
(b) はえ縄漁業
我が国のメバチの漁獲枠は18,265トン。


② 太平洋クロマグロ
(a) 歴史的最低水準付近にある親魚資源量(約1.7万トン)を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4.1万トン)まで回復させることを暫定回復目標とする。
(b) 30kg未満小型魚の漁獲量を2002~2004年平均水準から半減。
(c) 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002~2004年平均水準から増加させない。



IATTC (全米熱帯まぐろ類委員会)
〈年次会合: 毎年6月又は7月開催〉


① メバチ・キハダ(2017~2020年の措置)
(a) まき網漁業: 72日間の禁漁及び集魚装置(FADs)の使用数を大型まき網漁船で450個に制限。
(b) はえ縄漁業: 2007年の漁獲枠から5%削減。

② 太平洋クロマグロ
(a) 歴史的最低水準付近にある親魚資源量(約1.7万トン)を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4.1万トン)まで回復させることを暫定回復目標とする。
(b) 商業漁業については、2017年及び2018年の年間漁獲上限は3,300トン原則とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理。
(c) 漁獲のうち、30キロ未満の小型魚の漁獲比率を50%以下とするよう努力。



ICCAT (大西洋まぐろ類保存国際委員会)
〈年次会合: 毎年11月開催〉

① 総漁獲可能量(TAC)の管理(東大西洋クロマグロ 2017年漁期:23,155t、2018年漁期:28,200t、2019年漁期:32,240t、2020年漁期:36,000t)。
② 30kg未満の大西洋クロマグロの採捕、保持、水揚げを原則禁止。
③ 保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止と、蓄養の監視措置等クロマグロの管理を強化。
④ 運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
⑤ クロマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。



IOTC (インド洋まぐろ類委員会)
〈年次会合: 毎年4月又は5月開催〉

① 毎年の実操業隻数を、メバチ・キハダについては2006年水準に、ビンナガ・メカジキについては2007年水準に制限。
② キハダについて、2017年~2019年の各国漁獲量を、2014年水準から、まき網は15%、はえ縄は10%削減(2014年の漁獲量がそれぞれ5,000トン超の国に適用)。
③ 運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。



CCSBT (みなみまぐろ保存委員会)
〈年次会合: 毎年10月開催〉

① MP(管理方式)によるミナミマグロの総漁獲可能量(TAC)の管理。(2015年~2017年漁期: 14,647t、2018~2020年漁期: 17,647t)
② ミナミマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。

※2018年2月1日現在の情報です。